



経営情報レポート

人材育成支援で雇用創出！ 平成 25 年度 人材育成に 関する助成金

- ① 平成 25 年度 人材育成助成金の概要
- ② 若年者雇用に関する助成金
- ③ 正規雇用・非正規雇用労働者に関する助成金
- ④ 各助成金の受給手続きと申請期間

1 | 平成 25 年度 人材育成助成金の概要

平成 25 年度予算が 5 月に成立し、各種助成金の申請がスタートしています。今年度の企業向け助成金の給付内容は近年の高齢者雇用安定法の改正や障害者雇用促進法の改正を踏まえた高年齢者や障害者に対する就業支援、労働者に対する就業環境の支援・人材育成に関するものが中心となっています。本レポートでは、雇用関係助成金のうち労働者の人材育成に関する助成金に焦点を合わせ、その概要や手続きについてまとめました。

1 | 人材育成に関する助成金

(1) 若年者に対する人材育成助成金

若年者の完全失業率（15～24 歳：6.5%、25～34 歳：5.7%、総務省労働力調査平成 25 年 3 月速報値）は全体の完全失業率 4.1%（同統計）と比べ依然高い状況が続いています。この状況をふまえ、若年者の雇用と人材育成を対象にした助成金を実施されています。

特に、若者チャレンジ奨励金は、正社員としての雇用経験等が少なく職業能力形成機会に恵まれない若者を、新たに有期契約労働者として雇い入れ、当該有期雇用期間中に正社員として必要な能力を習得させるための訓練を実施する場合に活用できます。また、既に有期契約労働者等として雇用している若者に、正社員として必要な能力を習得させるための訓練を実施する場合にも活用が可能です。

■若年者に関する助成金

- ① 若者チャレンジ奨励金
 - 訓練奨励金
 - 正社員雇用奨励金
- ② キャリア形成促進助成金
 - 政策課題対応型訓練（若年人材育成コース）

(2) 正規雇用労働者に対する人材育成助成金

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを段階的かつ体系的に実施する事業主に対して助成するキャリア形成促進助成金制度と、日本再生人材育成支援事業があります。特に正規雇用労働者育成支援奨励金は、日本を再生するために必要な事業分野を対象に、職業訓練計画を作成して、訓練を実施した場合に支給されます。

重点事業分野とは、健康、環境、農林漁業分野等であり、これらの分野に関する建築、製造業の一部が対象となるほか医療・介護、情報通信業、スポーツ施設提供・教授業などが支給対象となっています。

外部の講座等を受講する「事業外訓練」と外部講師を招聘する「事業内訓練」が対象となります。

■正規雇用労働者に関する助成金

①キャリア形成促進助成金

- 一般訓練型
- 政策課題対応型訓練（成長分野等人材育成コース）

②日本再生人材育成支援事業

- 正規雇用労働者育成支援奨励金

(3)非正規雇用労働者に対する人材育成助成金

契約社員、パート、派遣社員など非正規雇用で働く労働者に対して、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など、そのキャリアアップを図ることにより、個々の労働者の意欲や能力の向上を通じて、企業の生産性の向上や日本経済全体の持続的な発展につなげていく必要性が指摘されています。

この点をふまえ、非正規労働者や有期雇用契約労働者に対しO f f – J Tを実施する事業主に対する助成金が用意されています。

■非正規雇用労働者（契約社員・パート・派遣社員等）に関する助成金

①キャリアアップ助成金

- 人材育成コース

②日本再生人材育成支援事業

- 非正規雇用労働者育成支援奨励金

2 | 助成金を受給するための共通条件

人材育成に関する助成金を受給するためには、いくつかの共通の条件があります。次に記載する条件を満たしていることと、受給できない条件に当てはまらないことが助成金を受給するための第一の条件になります。

(1) 受給することができる事業主

- ①雇用保険適用事業所の事業主であること
- ②支給審査のための審査に協力することができること
 - 支給又は不支給の決定のための審査に必要な書類等を保管・管理していること
 - 支給又は不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を労働局等から求められた場合には応じること
 - 労働局等の実地調査を受け入れること
- ③申請期間内に申請を行うこと

(2) 受給することができない事業主

- ①不正受給をしてから3年以内に支給申請をした事業主、あるいは支給申請日後、支給決定日まで不正受給をした事業主
- ②支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く）
- ③支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反があった事業主
- ④性風俗関連事業主
- ⑤暴力団関係事業主
- ⑥支給申請日又は支給申請日の時点で倒産している事業主

(3) 予算到達による受給中止に注意

キャリア形成促進助成金や日本再生人材育成支援事業関連については、支給額の合計が予算額に達する見込みとなった時点で申請の受付が中止となります。また、増額を伴う計画変更の受付も中止となりますので注意が必要です。

2 | 若年者雇用に関する助成金

1 | 若年者チャレンジ奨励金

(1) 訓練奨励金

35歳未満の非正規雇用者を正社員として雇用することを前提に、若者チャレンジ訓練を実施する事業主に支給されるものです。正社員としての雇用経験が少なく、職業能力形成機会に恵まれない者を新たに有期契約労働者として雇入れて訓練を実施する場合と、すでに有期契約労働者として雇入れている者に訓練を実施する場合に該当します。

訓練奨励金は、訓練実施期間に訓練受講者1人につき1か月15万円支給されます。

① 若者チャレンジ訓練とは

奨励金の支給を受けようとする事業主は、要件に該当する訓練の実施計画を作成し、労働局長の確認を受けた上で、その計画に基づき訓練を実施する必要があります。若者チャレンジ訓練の主な要件は次のとおりです。

■ 若者チャレンジ訓練の要件

訓練内容	自社内での実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた訓練であって全体の訓練時間にOJTの占める割合が1割以上9割以下であること
訓練時間	1か月あたりに換算した訓練時間数が130時間以上であること
訓練期間中の労働条件	訓練受講者の訓練期間中の主要な労働時間（就業時間休日及び賃金形態）が訓練受講者を正社員として雇用する場合と同じであること
訓練期間	3か月以上2年以下であること
カリキュラム	実習（OJT）と座学（Off-JT）のそれぞれについて、訓練科目名、実施内容、実施時間帯が明確に示された訓練カリキュラムを作成すること
ジョブ・カード	ジョブ・カード様式4（評価シート）を作成し、それによって訓練受講者の職業能力の評価を行うこと

② ジョブ・カードとは

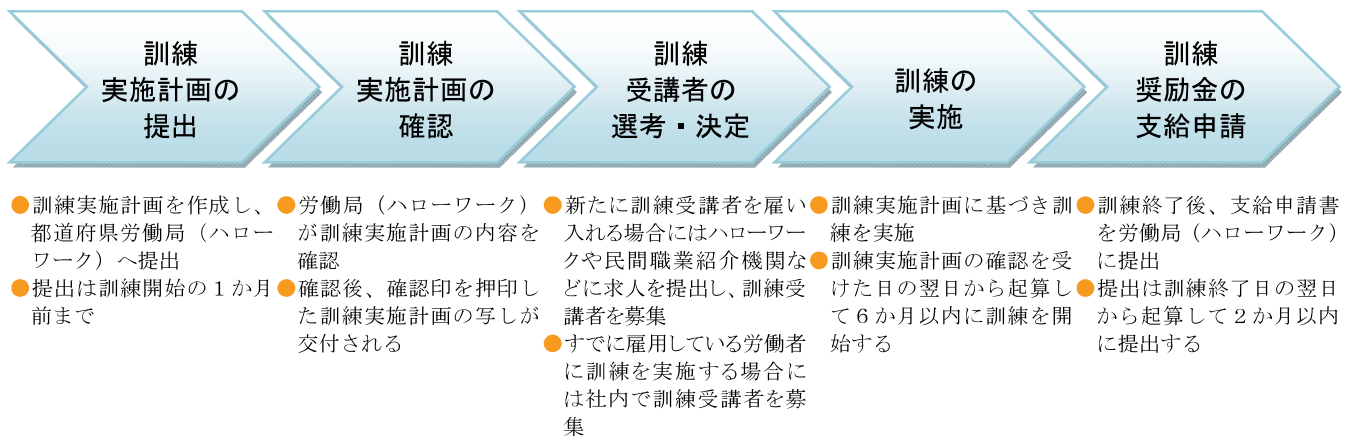
履歴シート、職務経歴シート、キャリアシート、評価シートの4つのシートからなります。履歴シート、職務経歴シート、キャリアシートは正社員採用やキャリアアップを目指す若者が、登録キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受けながら作成します。評価シートは訓練を実施した事業所が訓練対象者に対して交付します。

(2) 正社員雇用奨励金

訓練奨励金を受給しながら訓練を受けていた訓練受講者を、訓練修了後に正社員として雇用した場合に1年経過時に50万円、2年経過時に50万円の計100万円が支給されます。

■ 訓練奨励金から正社員雇用奨励金を受給するまでの流れ

訓練実施計画を実行し、訓練奨励金を受給した事業主が正社員雇用奨励金の受給対象になります。正社員雇用奨励金を受給する事業主は訓練修了者を正社員として雇用し、1年を経過した時点で申請書を労働局に（またはハローワーク）に提出します。



2 | キャリア形成促進助成金

(1) 政策課題対応型訓練(若年人材育成コース)

訓練開始日において、雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の若年労働者を対象とする訓練を実施する事業主が受給することができます。訓練に要した時間の賃金の助成と訓練経費の助成を受ける事ができます。

① 助成金を受給できる事業主とは

助成金の受給を受けようとする事業主は以下の要件を満たしている必要があります。

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 労働組合などの意見を聞いて事業内職業能力開発計画を作成し、その計画内容を労働者に周知していること
- 職業能力開発推進者を選任していること
- 従業員に職業訓練を受けさせる期間中も、所定労働時間労働した場合に支払う通常の賃金を支払っていること
- 中小企業事業主であること
- 訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請日までの間に、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇をしたことがない事業主であること
- 訓練実施計画書を作成していること

② 中小企業事業主の判断基準

中小企業事業主に該当するかどうかの判定は「A 出資金の額または出資の総額」または「B 企業全体で常時雇用する従業員数」により行います。下の表のAかBのどちらかの条件に当てはまる場合には中小企業事業主となります。

主たる事業	A 出資金の額または出資の総額	B 企業全体で常時雇用する従業員数
小売業（飲食店を含む）	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

③ 助成対象訓練

訓練対象者	雇用契約締結後 5 年以内かつ 35 歳未満の雇用保険被保険者
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ● O f f - J Tにより実施される訓練であること ● 助成対象訓練時間が 20 時間以上あること ● 訓練開始日において、雇用契約締結後 5 年以内かつ 35 歳未満の若年労働者を対象とする訓練であること

④ 助成内容

<ul style="list-style-type: none"> ● 経費助成：訓練に要した経費の 1/2 ● 賃金助成：受講者 1 人 1 時間当たり 800 円
<p>■ 助成内容に関する注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1 人 1 コース当たりの訓練時間が 300 時間未満の場合は 5 万円、300 時間以上 600 時間未満の場合は 10 万円、600 時間以上の場合は 20 万円が限度となります。 ● 1 人当たりの賃金助成時間数は、1 コースにつき原則 1,200 時間が限度となります。

⑤ 対象になる経費について

<p>以下の項目については経費に含めることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業内で自ら訓練を行う場合の部外講師の謝金は 1 時間当たり 3 万円まで含めることが可能 ● 事業外の教育訓練機関で訓練を行う場合の入学料、受講料、教科書代 ● 職業能力検定、キャリア・コンサルティングに要した費用
--

3 | 正規雇用・非正規雇用労働者に関する助成金

1 | 正規雇用労働者に関する助成金

(1) キャリア形成促進助成金

キャリア形成促進助成金は、一般型訓練と成長分野等人材育成コースに分かれます。

① 一般型訓練

雇用する労働者に、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させることを内容とする訓練を実施する事業主に対して支給されます。

イ) 訓練対象者と基本要件

訓練対象者	雇用保険被保険者
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ● オ f f ー J T により実施される訓練であること ● 助成対象訓練時間が 20 時間以上あること

ロ) 助成内容

- 経費助成：訓練に要した経費の 1/3
- 賃金助成：受講者 1 人 1 時間当たり 400 円

■ 助成内容に関する注意点

- 1 人 1 コース当たりの訓練時間が 300 時間未満の場合は 5 万円、300 時間以上 600 時間未満の場合は 10 万円、600 時間以上の場合は 20 万円が限度となります。

② 成長分野等人材育成コース

健康や環境等の重点分野の業務を行う従業員を育成するための訓練を実施する事業主に対して支給されます。

イ) 訓練対象者と基本要件

訓練対象者	雇用保険被保険者
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ● オ f f ー J T により実施される訓練であること ● 助成対象訓練時間が 20 時間以上あること ● 成長分野等の業種に所属する事業主、または成長分野等以外の業種に属する事業主であって、成長分野等の事業を実施しているか、あるいは実施することを予定している事業主が、その雇用する労働者に対して実施する訓練であること

ロ) 助成内容

- 経費助成：訓練に要した経費の 1/2
- 賃金助成：受講者 1 人 1 時間あたり 800 円

■ 助成内容に関する注意点

- 1 人 1 コース当たりの訓練時間が 300 時間未満の場合は 5 万円、300 時間以上 600 時間未満の場合は 10 万円、600 時間以上の場合は 20 万円が限度となります。
- 1 人当たりの賃金助成時間数は、1 コースにつき原則 1,200 時間が限度となります。

(2) 日本再生人材育成支援事業 ～正規雇用労働者育成支援奨励金

正規雇用の労働者に対し O f f - J T を行った場合に、訓練に要した経費が支給されます。

① 訓練対象者と基本要件

訓練対象者	雇用保険被保険者であり、健康・環境・農林漁業等の事業を行う事業主に、期間の定めのない労働者として雇用されていること
基本要件	対象となる職業訓練を実施していること <ul style="list-style-type: none"> ● 健康・環境・農林漁業等の業務に関するもの ● 1 コースの訓練時間数が 10 時間以上の O f f - J T であること

② 助成内容

O f f - J T による訓練経費の実費相当額が支給されます。ただし、1 訓練コースあたり支給対象者 1 人につき 20 万円、1 年度 1 事業所あたり 500 万円が上限となります。

2 | 非正規雇用労働者に関する助成金

(1) キャリアアップ助成金 ～人材育成コース

有期契約労働者等に対して職業訓練を行う事業主に支給されるものであり、有期契約労働者等の職業能力開発を通じたキャリアアップを目的とした助成金です。

① 訓練対象者と基本要件

訓練対象者	申請事業主が雇用するまたは新たに雇い入れる有期契約労働者または無期契約労働者
基本要件	有期契約労働者に対して O f f - J T または有期実習型訓練 (O f f - J T + O J T) を行った場合に助成

②助成内容

1 訓練コース支給対象者 1 人あたり以下の額が支給されます。

■ O f f - J T 分の支給額

- 賃金助成：1 人 1 時間あたり 800 円（500 円）
- 経費助成：実費相当額。上限 20 万円（15 万円）

■ O J T 分の支給額

- 賃金助成：1 人 1 時間あたり 700 円

※（ ）は大企業事業主の場合

※1 年度 1 事業所あたりの支給限度額は 500 万円です。

(2)日本再生人材育成支援事業 ～非正規雇用労働者育成支援奨励金

健康、環境、農業漁業分野等の重点分野に該当する事業を行う事業主が、非正規雇用労働者に対して職業訓練を実施した場合に助成するものであり、重点分野等における人材育成を目的としています。

①訓練対象者と基本要件

訓練対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請事業主によって従来から雇用されていた有期契約労働者又は正規雇用の労働者以外の無期契約労働者 ● 申請事業主によって新たに雇い入れられた有期契約労働者または正規雇用の労働者以外の無期契約労働者
基本要件	有期契約労働者に対して O f f - J T または有期実習型訓練 (O f f - J T + O J T) を行った場合に、賃金および訓練経費が助成される

②助成内容

1 訓練コースにつき以下の額が支給されます。

■ O f f - J T 分の支給額

- 賃金助成：1 人 1 時間あたり 800 円（500 円）
- 経費助成：1 人あたり 30 万円（20 万円）が上限

■ O J T 分の支給額

- 実施助成：1 人 1 時間あたり 700 円（700 円）

※（ ）は大企業の額

※1 年度 1 事業所あたりの支給限度額は 500 万円です。

4 | 各助成金の受給手続きと申請期間

実際に助成金を受給するためには、適正な手続き方法を知り、期限内に申請することが必要です。本章では、受給手続きと申請期間について解説します。

1 | 若者チャレンジ奨励金の手続き

(1) 受給の流れ

受給手続きの流れは、以下のとおりです。

① 訓練実施計画の届出

訓練実施計画を作成し、都道府県労働局（またはハローワーク）へ提出

※提出は原則として訓練開始の日の1カ月前まで

② 訓練実施計画の確認

労働局（またはハローワーク）が訓練実施計画の内容を確認

※確認後、確認印を押印した訓練実施計画の写しが交付されます。

③ 訓練受講者の選考・決定

1) 新たに訓練受講者を雇い入れる場合

ハローワーク、民間職業紹介機関等に求人を提出し、訓練受講者を募集（事業主の直接募集も可）

2) すでに雇用している労働者に訓練を実施する場合

社内で訓練受講者を募集

※訓練受講者はジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受け、ジョブ・カードの交付を受ける必要があります。ハローワークに求人を提出する場合は、ハローワークに所属する登録キャリア・コンサルタントがキャリア・コンサルティングを行います。ハローワーク以外の方法により訓練受講者を募集する場合や、すでに雇用している労働者に訓練を実施する場合は、ジョブ・カードセンターなどに所属する登録キャリア・コンサルタントがキャリア・コンサルティングを行います。

④ 訓練の実施

訓練実施計画に基づき、訓練を実施

※訓練実施計画の確認を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に訓練を開始する必要があります。また原則として訓練開始日の翌日から起算して1カ月以内に訓練開始届を提出する必要があります。

⑤ 訓練奨励金の支給申請

訓練修了後、支給申請書を労働局（またはハローワーク）へ提出

※提出は訓練修了後の翌日から起算して2カ月以内に行う必要があります（1年以上の訓練を実施する場合は1年単位で2期に分けて申請を行うことができます）。

⑥ 正社員雇用奨励金の支給申請

訓練修了者を正社員として雇用し、1年または2年が経過した時点で、支給申請書を労働局（またはハローワーク）へ提出

※提出は訓練修了者を正社員として雇用した日から起算して1年の日または2年の日の翌日から起算して、それぞれ2カ月以内に行う必要があります。

(2)申請期限

時限制度による助成金であるため、受給するためには遅くとも平成 26 年 3 月 31 日までに訓練実施計画を提出する必要があります。また訓練の開始日についても以下の 2 つの条件を満たした期間内に開始することが必要です。

- ①管轄の労働局の確認を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内
- ②平成 26 年 9 月末日

2 | キャリア形成促進助成金

(1)受給の流れ

受給の流れは、下記のとおりです。

①事業内職業能力開発計画の作成

事業内職業能力開発計画の作成、職業能力開発推進者の選任
※都道府県職業能力開発サービスセンターが相談・援助を行います。

②年間職業能力開発計画の作成・提出

事業内職業能力開発計画に基づき、年間職業能力開発計画を作成の上、訓練実施計画届や訓練カリキュラムと併せて、原則訓練開始 1 カ月前までに提出
※都道府県労働局に相談・提出を行います。

③職業訓練等を実施

職業能力開発に沿って職業訓練等を実施

④支給申請書を提出

支給申請書を訓練の終了後 2 カ月以内に必要な書類を添えて提出
※都道府県労働局に提出します。都道府県労働局では支給・不支給の決定を行い、結果を通知します。

(2)申請期限

予算の範囲内で支給されるものであり、予算がなくなり次第終了となります。

3 | 日本再生人材育成支援事業

(1)正規雇用労働者育成支援奨励金

①認定手続き

職業訓練計画を策定し、職業訓練計画開始の日の前日から起算して 1 か月前までに、受給資格認定申請書と必要な書類を添えて、管轄の労働局またはハローワークへ認定申請を行います。

②申請期限

職業訓練計画終了の日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて管轄の労働局へ支給申請を行います。なお日本再生人材育成支援事業は時限制度であり、受給するためには遅くとも平成26年3月末までに職業訓練計画と受給資格の認定申請を行い、その申請日から6か月以内に訓練を開始することが必要です。

(2)非正規雇用労働者育成支援奨励金

①認定手続き

●キャリアアップ計画書の提出

ガイドラインに沿ってキャリアアップ計画を作成し、原則職業訓練計画開始の日の前日から起算して1か月前までに必要な書類を添付して、管轄の労働局に提出し局長の認定を受けます。

●職業訓練計画と受給資格の認定申請

職業訓練計画を作成し原則職業訓練開始の日の前日から起算して1か月前までに必要な書類を添えて管轄の労働局またはハローワークに提出します。

②申請期限

職業訓練計画収容の日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて管轄の労働局またはハローワークに申請します。

4 | キャリアアップ助成金

(1)受給手続き

①キャリアアップ計画の提出

ガイドラインに沿ってキャリアアップ計画を作成し、訓練を実施する前に必要な書類を添えて管轄の労働局に提出して管轄の労働局長の認定を受けます。

②訓練計画届の提出

訓練を実施する前にキャリアアップ計画に基づいた訓練計画を作成し、必要な書類を添えて管轄の労働局に提出して管轄の労働局長の認定を受けます。

(2)申請期限

基準日（訓練修了日）の翌日から起算して2か月以内に支給申請書に必要な書類を添えて管轄の労働局へ支給申請します。

企業経営情報レポート 7月号

人材育成支援で雇用創出！ 平成 25 年度 人材育成に関する助成金

【著 者】 中川隆政税理士事務所

【発 行 者】 中川 隆政

【発 行】 中川隆政税理士事務所

福岡県春日市光町 3 丁目 131 番地

TEL : 092-502-5206 FAX : 092-502-5226

落丁・乱丁本はお取り替え致します。本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。その場合は、あらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。

